

経営事項審査について

経営事項審査の意義・概要

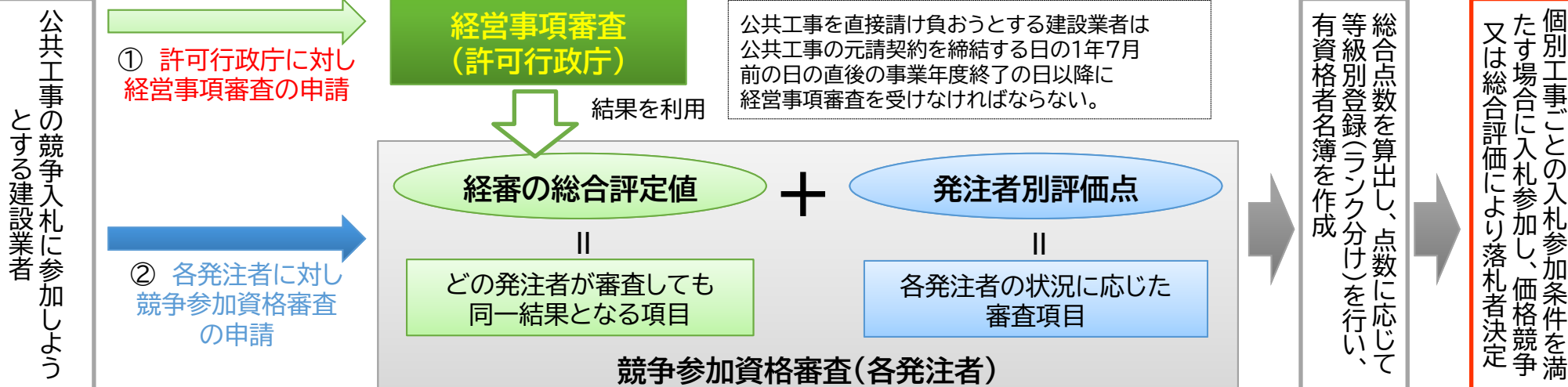
- 各建設工事の発注者が、建設工事の規模、それが要求する技術的水準等を勘案して、それに見合うだけの建設業者を選定することが必要であることから、公共工事の発注機関は、その発注に係る建設工事の入札に参加しようとする建設業者について、予め資格審査によって格付けを実施。
- 一般に当該審査は、①客観的事項に関するものと、②発注者ごとに評価する事項に関するものを区分して行うところ、①はどの発注機関が行っても同一の結果となるべきであることから、特定の第三者が統一的に一定基準により審査(=経営事項審査)。
- 全国統一の客観指標による評価がされるため、建設業者のランク分けの透明性・公平性を確保するとともに、発注者ごとの審査事務の負担軽減に寄与。

経営事項審査の対象者

公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で政令で定めるものを発注者から直接請け負おうとする建設業者

審査項目と審査機関

- ❑ **経営状況**：国土交通大臣により登録を受けた機関(登録経営状況分析機関)
- ❑ **経営規模、技術力、その他の審査項目(社会性等)**：国土交通大臣又は都道府県知事(許可行政庁)



評価項目	最高点	最低点	項目導入時期
W1: 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況	77	0	-
建退共の加入状況	15	0	平成6年
退職一時金もしくは企業年金制度の導入	15	0	平成6年
法定外労災制度への加入状況	15	0	平成6年
若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況	2	0	平成27年
知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	10	0	令和3年
ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況	5	0	令和5年
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	10	0	令和5年
「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」の宣言の有無	5	0	令和8年
W2: 建設業の営業継続の状況	60	-60	-
建設業の営業年数	60	0	平成6年
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	0	-60	平成23年
W3: 防災活動への貢献の状況	20	0	平成18年
W4: 法令遵守の状況	0	-30	平成20年
W5: 建設業の経理の状況	30	0	-
監査の受審状況	20	0	平成20年
公認会計士等数	10	0	平成6年
W6: 研究開発の状況	25	0	平成20年
W7: 建設機械の保有状況	15	0	平成23年
W8: 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況	10	0	平成23年
合計(A)	237	-90	
W評点(A × 10 × 175 ÷ 200)	2,073	-788	

総合評定値(P) = 0.25X₁ + 0.15X₂ + 0.20Y + 0.25Z + 0.15W

ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況

- 内閣府による「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領」(平成28年3月22日内閣府特命担当大臣(男女共同参画)決定)に基づき、「女性活躍推進法に基づく認定」、「次世代法に基づく認定」及び「若者雇用促進法に基づく認定」について、審査基準日における各認定の取得をもって、以下の評点で評価することとした。

認定の区分		配点
女性活躍推進法に基づく認定	プラチナえるぼし	5
	えるぼし (第3段階)	4
	えるぼし (第2段階)	3
	えるぼし (第1段階)	2
次世代法に基づく認定	プラチナくるみん	5
	くるみん	3
	トライくるみん	3
若者雇用促進法に基づく認定	ユースエール	4

取得している認定のうち
最も配点の高いものを評価
(最大5点)

(例)
「プラチナえるぼし認定」
「トライくるみん認定」 を取得している場合
「ユースエール認定」
⇒配点の高い「プラチナえるぼし」を評価し5点

※ 「基準適合事業主認定通知書」「基準適合一般事業主認定通知書」等により認定の取得状況を確認する

※ 審査基準日において、認定取消又は辞退が行われている場合は、加対象としない